



平成 19 年 12 月 3 日

各 位

会社名 ラオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 巖
(コード番号 8202 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 山本 融
(TEL 03-5446-5701)

マイルストーンア라운드マネジメント株式会社との 第三者割当による優先株式の発行を含む業務資本提携に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 16 日に公表致しました当社とマイルストーンア라운드マネジメント株式会社(以下、マイルストーンア라운드マネジメント)間の業務資本提携に関する基本合意に基づき、提携内容の詳細を検討してまいりましたが、今般、提携内容についてマイルストーンア라운드マネジメントとの間で合意に至り、平成 19 年 12 月 1 日開催の当社取締役会において、マイルストーンア라운드マネジメントとの業務資本提携契約締結につき、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 業務資本提携の目的

当社は、1930 年の創業以来(設立は、1976 年)、長い歴史を持つ家電量販店として、多くの顧客の支持を受けて参りました。とりわけ、家電免税店としては国外にも広く知られており、多くの外国人客にも来店して頂いております。また、新業態店として開発した、総合エンターテインメントショップ「Aso Bit City」も好評を博しております。

しかるに、ここ数年来、家電小売業界においては、市場成熟度の高い環境下において、売上の寡占化を志向する大型量販店間の M & A 競争が、更なる熾烈な価格競争・出店競争に繋がり、経営環境は大変厳しい様相を呈しております。

こうした中、当社は、資産圧縮による有利子負債の削減を達成するなど、バランスシートの改善には一定の効果を上げることは出来たものの、損益面では上記の如き競争環境下において売上高の減少傾向に歯止めがかからない中、不採算店舗の閉鎖や人員削減による経費圧縮の効果は限定的なものにとどまっています。このような売上高の大幅な回復が見込めない前提では、いっそうのリストラを早期に実施する必要があり、赤字体質の脱却、黒字転換を早期に達成するために一定の資金が必要であると認識した次第であります。

なお、増資引受先の、マイルストーンア라운드マネジメントは、小売業における経営再建実務の経験があり、財務面にのみならず経営全般においても関係を密にして、新鮮な視点から当社の経営活性化にご協力頂くことにいたしました。

2. 業務資本提携の内容

(1) 業務提携契約の概要

業務提携の一環としてマイルストーンターンアラウンドマネジメントと、平成19年12月1日付で、アドバイザー・サービス契約を締結いたしました。契約の概要は次の通りとなります。

店舗網の再構築

販売促進の展開

間接コストの効率化

財務基盤の強化

等を含む経営改善策の策定、実行の支援並びに助言。

(2) 資本提携の概要

当社が発行総額20億円のA種優先株式を、以下(3)A種優先株式発行要項に従い、第三者割当増資により発行し、マイルストーンターンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドに対して割当を行なう予定です。

今回の優先株式発行により、マイルストーンターンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドは所有優先株式の普通株式転換後、議決権比率が過半数を超えます。従って、マイルストーンターンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドは潜在的に当社の実質経営権を保持することとなります。平成20年2月1日開催予定の臨時株主総会による承認を得た後、払込が実行されます。

また、本増資により今後マイルストーンターンアラウンドマネジメントとの関係が強化されることから、従来から当社の大株主であるオックスフォード有限会社に出資する投資事業有限責任組合の業務を執行する株式会社MKSパートナーズとの関係は見直される見込みです。

これにともない、増資払込資金の一部を自己株式の買い付けに充当することもあわせて検討しております。詳細が決定いたしましたら、別途公表致します。

(3) A種優先株式発行要項

別紙1をご参照ください。

3. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本増資のA種優先株式の発行価額は1株につき500円です。A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、対価として交付される普通株式の数を算定する基礎となる交付価額は、当初25円で設定されております。また、残余財産に対する優先配当権、現金による取得請求権を付与しております。ただし、普通株式取得請求権及び現金による取得請求権については、平成20年8月8日まで、行使できないことになっております。

上記の本増資の発行価額は、当社喫緊の課題である不採算店舗の閉鎖や人員削減等々のリストラ計画や売上高増加の為の仕入商品の充実を前倒して行なう為に、マイルストーンターンアラウンドマネ

ジメントと引受を前提とした協議をもとに決定されたものです。当社といたしましては、上記課題を早急に解決し、赤字体質の脱却のために本増資を上記発行価額で実施し、マイルストーンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドに割り当てることが、当社の経営安定性の維持のために必要不可欠のものであると考えております。

但し、本増資での発行価額は、引き受ける者に特に有利な金額であると考えております。そのため、本増資は、かかる発行価額によるA種優先株式の発行について、当社株主総会の特別決議によるご承認が得られることが条件となります。

当社では、平成20年2月1日に開催予定の臨時株主総会で株主の皆様にもご承認いただいた上で、上記発行価額にて本増資を実施することと致しました。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本増資により株式の希薄化が生じます。具体的にはA種優先株式4,000,000株が新規に発行される結果、完全議決権株式数は5.9%増加することとなります。また、A種優先株主には普通株取得請求権が付与されています。全ての請求権が当初条件で行使された場合、普通株式が新規に80,000,000株発行され、本契約締結日現在と比較しますと、完全議決権株式数は118%増加することとなり、この結果、当社議決権の54.1%をマイルストーンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドが保有することとなります。

しかしながら、自己資本の大きな毀損という状況の下、今後安定した財務基盤のもと事業を継続発展させていくために、本増資は、必要不可欠なものであると判断しております。そのような判断に基づき、株主利益に配慮しながら、マイルストーンアラウンドマネジメントとの間で協議を行い、合意に至ったのが、本増資の条件です。なお、本増資の規模については、仕入資金の安定した調達に十分な信用力確保を図ることを目的に決定致しました。

当社といたしましては、本増資規模の資本の増強は、当社の企業価値の向上のために必要不可欠なものであると考えておりますので、平成20年2月1日開催予定の臨時株主総会において株主の皆様のご承認を頂いた上で、本増資を実施することといたしました。

4. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要（ファンドについては詳細未定であり、マイルストーンアラウンドマネジメント株式会社のみ記載しております）

(1) 割当先の氏名または名称	マイルストーンアラウンドマネジメント株式会社もしくは同社が運営するファンド
(2) 割当株式数	優先株式 4,000,000株
(3) 払込金額	優先株式 2,000,000,000円
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 早瀬 恵三
(5) 本店所在地	東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門1丁目森ビル4階
(6) 設立年月日	平成17年2月8日
(7) 主な事業内容	企業再建のための経営、財務、事業に関する代理受託業務及びコ

		ンサルティング、投資業務	
(8)	資本金	77,649 千円	
(9)	大株主	早瀬 恵三 D B J コーポレート投資事業組合 エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社 住友不動産販売株式会社	
(10)	当社の関係等	資本関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

ファンドに割り当てることとなった場合には詳細が決まり次第公表いたします。

(2) 割当先を選定した理由

マイルストーンターンアラウンドマネジメントは、小売業等への投資実績、経営改善面でのノウハウを有している投資会社であり、同社を割当先とすることは、当社の企業価値向上に十分資するものと考えています。

また、マイルストーンターンアラウンドマネジメントには、当社をとりまく厳しいビジネス環境及び経営状況を十分理解していただき、また、当社の家電小売業としてのブランド力を評価していただいております。お互いに信頼できるビジネスパートナーであると認識致しました。

これらの理由から、当社はマイルストーンターンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドを割当先を選定したものであります。

(3) 割当先の保有方針

マイルストーンターンアラウンドマネジメントもしくは同社が運営するファンドは、本増資により発行するA種優先株式の保有については、原則として企業価値の向上に向けて中長期的視点からおこなう予定です。なお、A種優先株式を発行日から2年以内に譲渡する場合及び普通株式へ転換し、当該普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

5. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の金額（差引手取概算額）

約19億5000万円

(2) 調達する資金の具体的な使途

主に品揃え充実の為の仕入資金、リストラ計画前倒しの為の資金、既存店強化や来期以降の新規出店の為の投資等に充当する予定です。詳細は決定次第公表いたします。また払込資金の一部を自己株式の買い付けに充当することもあわせて検討しております。こちらも詳細が決まりましたら、別途公表

致します。

(3) 調達する資金の支出予定時期

2008年2月以降を予定しています。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本増資規模の資本の増強は、品揃え充実の為の仕入資金、リストラ計画前倒しの為の資金、既存店強化や来期以降の新規出店の為の投資、自己株式買い付け等、当社の企業価値の向上のために必要な金額として妥当なものと考えております。

6. 過去3年間の業績及びエクイティファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体)(単位:百万円)

決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高	118,708	98,596	75,919
営業利益	434	210	3,670
経常利益	417	248	3,448
当期純利益	11,716	8,950	3,441
1株当たり当期純利益(円)	258.09	131.78	50.68
1株当たり配当金(円)	5.00	-	-
1株当たり純資産(円)	521.63	387.78	335.37

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年12月1日現在)

発行済株式数 68,642,288株

潜在株式数 345,000株(新株予約権345個)

新株予約権行使により、0.5%の希薄化が生じます。

(3) 過去3年間のエクイティファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成16年11月23日
調達資金の額	6,594,190,000円
割当先	オックスフォード有限会社 14,651,000株 Point Fifty One Ltd. 7,024,000株 Aurora Green Company Limited 6,697,000株 The Artemis Co.Ltd 4,358,000株
募集時における発行済株式数	35,912,288株
当初の資金使途	営業基盤強化ならびに財務体質強化のための運転資金
支出予定時期	2004年11月以降
現時点における充当状況	商品仕入、有利子負債返済等に充当致しました。

(4) 最近の株価の状況

直近3期の株価の状況

事業年度	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
始値(円)	335円	335円	511円
高値(円)	386円	584円	533円
安値(円)	205円	286円	201円
終値(円)	331円	511円	223円

注：最高・最低株価は、東京証券取引所第二部におけるものであります。

直近6ヶ月の株価の状況

年月	平成19年 6月	平成19年 7月	平成19年 8月	平成19年 9月	平成19年 10月	平成19年 11月
始値(円)	175円	208円	185円	140円	123円	95円
高値(円)	215円	233円	187円	140円	127円	135円
安値(円)	159円	167円	132円	85円	93円	39円
終値(円)	203円	189円	140円	123円	93円	104円

(5) 発行決議日前日における株価

平成19年11月30日

始値 103円

高値 118円

安値 96円

終値 104円

7. 募集後の大株主及び持株比率

(異動前) 2007年9月30日現在

単位：千株 %

順位	株主名	所有株式数	議決権比率
1	オックスフォード有限会社	15,667	23.10
2	アテナカンパニーリミティッド	13,489	19.89
3	センテニアルカンパニーリミティッド	5,844	8.61
4	朝日無線電機株式会社	4,537	6.69
5	日本マスター信託銀行株式会社(信託口)	3,290	4.85
6	有限会社谷口開発	2,161	3.18

7	バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド ルクセンブルク 131800	1,845	2.72
8	株式会社三井住友銀行	1,519	2.24
9	谷口 好市	981	1.44
10	シービーエヌアイワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュートポフォリオ	851	1.25

(異動後)

単位：千株 %

順位	株主名	所有株式数	議決権比率
1	オックスフォード有限会社	15,667	21.82
2	アテナ カンパニー リミティッド	13,489	18.78
3	センテニアル カンパニー リミティッド	5,844	8.13
4	朝日無線電機株式会社	4,537	6.31
5	マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社もしくは同社が運営するファンド 2	4,000	5.57
6	日本マスター信託銀行株式会社(信託口)	3,290	4.58
7	有限会社谷口開発	2,161	3.00
8	バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド ルクセンブルク 131800	1,845	2.56
9	株式会社三井住友銀行	1,519	2.11
10	谷口 好市	981	1.36

1 議決権比率は、当社発行済み株式総数から完全議決権株式数に対する各株主の所有株数の比率として記載しております。なお、小数点第3位以下を切り捨てて計算しています。

2 普通株式への転換前の議決権比率です。

8. 業績への影響の見通し

当社は、経営陣への参画を含めた経営協力をマイルストーンターンアラウンドマネジメントから受けることで、更なる現事業の強化・充実・発展を図ってまいります。今後、業務提携契約に沿ってマイルストーンターンアラウンドマネジメントと経営計画を策定する予定です。平成20年3月期の業績への影響につきましては、経営計画策定後、発表する予定であります。

9. その他留意事項

本増資については、市場動向・販売動向の推移により、また、大株主あるいは株主総会の賛同を得られず、払込が実施されない場合がございます。

10.日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 平成 19 年 12 月 1 日 | 株式引受契約締結 |
| (2) 平成 19 年 12 月 2 日 | 臨時株主総会基準日設定公告日 |
| (3) 平成 19 年 12 月 17 日 | 臨時株主総会基準日 |
| (4) 平成 20 年 2 月 1 日 | 臨時株主総会（見込） |
| (5) 平成 20 年 2 月 8 日 | 申し込み期日及び払込期日（見込） |

以上

別紙 1

1. 募集株式の種類

ラオックス株式会社 A 種優先株式 (以下「A 種優先株式」という。)

2. 募集株式の数

4,000,000 株

3. 払込金額

1 株につき 500 円

4. 払込金額の総額

2,000,000,000 円

5. 出資の目的とする財産の内容及び価額

金銭 2,000,000,000 円

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 1,000,000,000 円

増加する資本準備の額 1,000,000,000 円

7. 払込期日

平成 20 年 2 月 8 日

8. 募集方法

第三者割当ての方法により、全株式をマイルストーンアラウンドマネジメント株式会社もしくは同社が運営するファンドに割り当てる。

9. 配当金

当社は、剰余金の配当 (配当財産の種類を問わない。) をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) 又は A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、A 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に、その時点における A 種優先株式転換比率 (下記 12 (2) において定められる。) を乗じて得られる額の配当 (以下「A 種配当金」という。) を、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) と同順位にてする。

10. 残余財産分配

(1) 残余財産分配金の額

当社は、残余財産の分配をするときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき 500 円 (以下「A 種優先残余財産分配金」という。) を分配する。

(2) 参加型

当社は、上記(1)に基づく分配後、さらに残余する財産があるときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、A 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額に、その時点における A 種優先株式転換比率を乗じて得られる額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて分配する。

11. 株主総会における議決権

A種優先株主は、株主総会において、A種優先株式1,000株につき1個の議決権を有する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有するA種優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

(1) 取得請求期間

平成20年8月8日から平成29年8月8日までとする。取得請求期間に属する日を取得請求可能日という。

(2) 取得の条件

当社は、本件請求に係るA種優先株式を取得したときは、A種優先株式1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める取得価額に基づいて算定される数(A種優先株式1株とかかる数との割合を「A種優先株式転換比率」という。)の当社の普通株式を交付する。

(イ) 当初取得価額

1株当たり25円

(ロ) 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

() 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

() 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

() 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本()において同じ。))の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。) 次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新た

「発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \text{調整後取得価額} \\ & = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

但し、本()による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

() 調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)又は、(y)普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本()において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、上記(x)又は(y)における発行価額又は処分価額を「1株当たり払込金額」として使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本()による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

() 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本()による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

() 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

() 前()のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

() 上記(a)の()に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。

() 上記(a)の()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(ハ) 取得により交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

但し、A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額は、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(二) 取得請求受付場所

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

東京証券代行株式会社

(ホ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係るA種優先株式の株券が上記(二)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

13. 現金を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成20年8月8日以降平成24年8月8日までの間、その保有するA種優先株式の全部又は一部について、第12項に定める普通株式を対価とする取得請求に代わり、当社に対して、現金を対価とする取得を請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき以下に定める額の金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

500 円に、A 種優先株式発行日(同日を含む)から取得日(同日を含む)までの期間につき年率複利換算 10%
で算出される利息相当額を加算した額